

## 阿倍野区と株式会社 YOLO JAPAN との連携に関する協定書

阿倍野区（以下「甲」という。）と株式会社 YOLO JAPAN（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、区民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 外国人に向けた情報発信や支援に関すること
- (2) 区民同士のつながりづくりに関すること
- (3) 区政の PR や情報発信に関すること
- (4) その他本協定の目的達成のため必要な事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から知り得た業務上及び技術上その他の秘密情報について、第三者に開示、提供、漏えい又はこの協定に定める以外の目的のために使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

### （具体的な内容等）

第6条 本協定に定めるもののほか、本協定の遂行に関する具体的な内容等

については、甲乙合意の下、別に定めるものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各1通を保有する。

令和3年6月23日

甲 大阪市阿倍野区文の里1丁目1番40号  
大阪市阿倍野区長 山田 国広

乙 大阪市浪速区恵美須西3丁目13番24号  
株式会社 YOLO JAPAN  
代表取締役 加地 太祐